

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
ひきこもり相談	1月8日(木) 15:00~17:00	彦根保健所 ☎22-1770 FAX26-7540	おおむね16歳以上で、対人関係を持てなかったり、社会からひきこもりがちになって悩んでいる人や、その家族の相談に、精神科医師、臨床心理士、保健師が応じます(予約制)
こころの健康相談	1月16日(金) 13:30~16:30		こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします。(予約制)
アルコール相談	1月22日(木) 14:00~17:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます。(予約制)
行政書士無料相談会 相続手続相談	1月9日(金) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)についての相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
若年者就労相談	1月9日(金)・同23日(金) 13:00~15:30	ひこね燦ぱれす ☎26-7272 FAX26-7377	キャリアコンサルタントによる就職相談。適性検査・面接指導をはじめ、職種や職業紹介まで個別指導します。自信を回復して就職に取り組み、自立した生活を目指します。
行政相談委員による 行政相談	1月13日(火) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
暴力団にかかわる 無料困りごと相談所	1月15日(木) 13:00~16:00	市民会館2階 第1会議室	交通事故示談・債権取立て・不動産などの売買・家屋の賃貸などの民事問題、そのほか因縁をつけての金品の要求などの相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
登記表示登記相談	1月16日(金) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
人権相談	1月21日(水)・2月4日(水) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課☎30-6115、FAX22-1398
障害者相談	1月21日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	滋賀県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課☎27-9981 FAX26-1767
滋賀弁護士会 法律相談	1月23日(金) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	電話による予約制(受付は、1月14日(水)8:30から先着6人) 相談料:1回(30分)5,250円(相談日にお支払いください) ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
日曜納税相談	1月25日(日) 10:00~16:00	納税課 ☎22-9379	毎月1回、日曜日に納税相談窓口を設けて、納税についての相談を受け付けます。
勤労者のための 法律相談	2月6日(金) 18:30~20:00	ひこね燦ぱれす ☎26-7272	電話による予約制(受付は、1月31日(土)9:00から先着3人) 相談料:1回1,000円(相談日当日にお支払いください)
司法書士 無料法律相談	2月21日(土) 9:30~12:30	彦根勤労福祉会館 2階研修室	サラ金、クレジット、少額裁判などの法律相談(3週間前から予約受付)、1人45分 司法書士総合相談センター彦根☎077-527-5576
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウィズ」 (福祉保健センター前) 相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関することなど、さまざまな相談に応じます。
男女共同参画ウィズ相談室 専門相談	法律相談 毎月第3月曜日午後 こころの悩み相談 毎月第4月曜日午後		専門相談は、総合相談を受けたあとで、必要なのみ予約できます。 「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では、臨床心理士が相談に応じます。
子どもと親の悩みの 相談電話	毎週月・火曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。(電話相談)
よろず相談	毎週水・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会☎22-2821 FAX22-2841
交通事故相談	毎週火・木曜日 9:00~16:00	湖東合同庁舎	被害者、加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます。また電話による相談も受け付けています。(祝日を除く月~金曜日) 県立交通事故相談所彦根分室☎27-2230
多言語電話相談	毎週水・木・金曜日 (祝日は除く) 10:00~12:30、13:30~16:00	☎27-2400 (相談専用電話)	日本の習慣や制度、市役所などでの手続き、生活の中で困ったことなどの相談に3つの言語で対応します。 水曜日=英語、木曜日=ポルトガル語、金曜日=中国語
消費生活相談	毎週月~金曜日(祝日は除く) 9:15~12:00 13:00~16:00	生活環境課(市役所1階) ☎22-1411(内線173)	多重債務問題や架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、消費生活や契約のトラブルに関する相談
子ども・家庭相談	毎週月~金曜日(祝日は除く) 8:30~17:15	家庭児童相談室 ☎23-7838	子どもを始めとする家庭内の悩み相談(育児不安・児童虐待・夫婦間暴力など)

### 第3回彦根市環境審議会

彦根市環境審議会は、彦根市環境基本条例に基づき、市の区域における良好な環境保全と創出に関し基本的事項を調査審議する審議会です。

今回の会議では、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」の改訂について、市長が環境審議会に対して諮問します。

また、今回から会議が公開され、傍聴できるようになりました。傍聴を希望する人は、審議会開催前日までに下記までお申し込みください。

日時 1月29日(木) 13:30~16:00  
場所 彦根市役所 第3委員会室  
申込・問い合わせ先 生活環境課☎30-6116、FAX27-0395

※「家庭の省エネ大事典」(2008年版、資源エネルギー庁・働省エネルギーセンター)より  
問い合わせ先 生活環境課☎30-6116番、FAX27-0395番

①電気がたつを使用するときは、こたつ布団に、上掛けと敷布団をあわせて使う  
一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果  
約13kg

②石油ファンヒーターは必要ときだけ運転する  
一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果  
約710円



### わたしのまちの「美しいこね創造活動」体験記

#### 道行く人たちに安らぎを

松原町グリーンハイツ自治会・ボランティア同好会

私たちのグループは、自治会内を通過する県道彦根米原線の清掃活動をしたり、街路樹の下に花を植えたプランターを置いたりする活動をしています。この活動を始めたきっかけは、昨年開催された、国宝・彦根城築城400年祭において、彦根を訪れる人が多く通る道路をきれいにしたいとの思いからでした。

会員は現在、約30人です。プランターには季節の花を植えており、12月7日(日)には、春に植えたペゴニアを、町内にある畑で種から育てたハボタンに植え替える作業を行いました。ペゴニアの時よりもプランターの数を増やし、道路の両側を紅白のハボタンで彩りました。花を植えるプランターは、滋賀県立大学の工学部などが彦根市内の家庭プラスチックごみから作ったものをいただき、環境にも配慮した活動をしています。

活動を通じて受け取った「彦」は、花の種や苗を買ったり、作業をするときの用具を購入したりすることに充てています。

今後は活動の輪が広がり、いろいろな道路でこのような活動が始まればいいと思います。



▲12月7日(日)に行われた、ハボタンへの植え替え作業

問い合わせ先 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398  
Eメール: machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

※このコーナーに登場する団体・グループを募集しています。詳しくは、☎まちづくり推進室までお問い合わせください。